

2025 年 6 月 27 日

叡啓大学同窓会（EiPit）会則

第 1 条 （名称）

本会は、叡啓大学同窓会（EiPit）と称する。

第 2 条 （住所）

本会は本部を広島県広島市中区幟町 1 － 5 叡啓大学内に置く。

第 3 条 （目的）

本会は会員が集い、過去の自分を肯定し未来への希望を共有することで、広く繋がる機会を提供することを目的とする。

第 4 条 （事業）

本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流を図るための文化的活動ならびに親睦会の開催
- (2) 会員の生涯学習支援（後援会・勉強会等の提供）
- (3) 叡啓大学と連携した大学ビジョン実現への寄与
- (4) 名簿、メーリングリストの管理運営
- (5) 同窓会・大学運営に係る支援（寄附等）
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 （会員）

本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
基本会費を納めた叡啓大学の卒業生、在学生（中退者を含む叡啓大学に在籍した学生等）
- (2) 準会員
基本会費を納めていない叡啓大学の卒業生、在学生（中退者を含む叡啓大学に在籍した学生等）
- (3) 特別会員
叡啓大学に関与した教職員・退職者等
- (4) その他、会員資格を授与することが適当であると本理事会が認めた者

第 6 条 （会費）

1. 本会を維持・運営するために、会員は会費を納付するものとする。ただし、納付は任意とする。

2. 入会時に基本会費 10,000 円を納付する。
3. イベント等によっては参加費・寄附金として臨時会費を徴収する。
4. 会費は同窓生が開設した同窓会専用の銀行口座で管理する。
5. 徴収した会費については、払い戻しを行わないものとする。

第7条 （機関）

本会は下記の機関をおく。

1. 会員総会
2. 理事会
3. 監事

第8条 （会員総会）

1. 会員総会は毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時会員総会を開くことができる。
2. 会員総会の参加資格は会員全員が有する。
3. 会員総会の議決権は正会員のみが有する。
4. 会員総会の議長は委員長または委員長の指名する者が務める。
5. 会員総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定および変更に関する事項
 - (2) 理事選任および解任に関する事項
 - (3) 事業報告および会計報告に関する事項
 - (4) 事業計画および予算に関する事項
 - (5) 監事選任および解任に関する事項
 - (6) その他重要事項
6. 総会における決議は、その出席者の過半数を持って決議するものとする。

第9条 （理事および理事会）

1. 理事会を構成する理事は、会員総会にて選任される。理事は原則として会員により構成される。
2. 本会の理事は各期1名以上とする。
3. 理事会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算の執行に関する事項
 - (2) 事業計画の執行に関する事項
 - (3) 総会提出議案に関する事項
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項
4. 理事会の決議はその出席理事の過半数を持って決議するものとする。

第 10 条 （役職）

1. 理事会に次の役職をおく
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長（兼会計） 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 若干名
2. 役職の任期は 3 年とする。
3. 会長は理事の互選にて決定する。会長の選任および解任は理事会にて決議する。
4. 会長は本会を代表し、会務を総括する。また理事会を招集し、その議長となる。
5. 副会長は会長が指名する。
6. 副会長は会長を補佐し、当会の出納及び帳簿記録を担当する。
7. 理事は、会長および副会長とともに本会運営上の重要事項について審議、調整する。

第 11 条 （監事）

監事は会員総会にて選任され、本会の会計及び事業について監査し、その結果を理事会および会員総会に報告する。

第 12 条 （顧問）

顧問は理事会にて選出する。

第 13 条 （会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

第 14 条 （その他）

1. その他、本会の運営上必要な事項については、理事会にて決議する。
2. 本会は、必要に応じて会員およびその他の者から寄付を受けることができる。
3. 会費の不正流用等が発生した場合、当該者は全額を返還する。

附 則

本会則は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。